

平成14年3月29日
農村振興局整備部

農業農村整備事業等補助事業の再評価結果の概要

平成10年度より、農業農村整備事業及び農地海岸事業に係る補助事業の効率的な執行及び透明性の確保の観点から、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、事業主体が、地域の実情に応じて、自主的に再評価を実施しているところである。

今回は、平成13年度に実施した再評価について、各農政局等を通じて事業主体から報告を受けた結果を取りまとめて公表するものである。

なお、個別地区の見直し内容等については、各事業主体に問い合わせ願いたい。

再 評 価 結 果 一 覧

(平成14年3月29日現在)

	平成13年度
再評価実施地区数	363地区
うち中止地区数	4地区
休止地区数	2地区
事業見直し地区数	6地区

注：①「中止」とは、事業を完全に止めてしまうものをいう。

②「休止」とは、一旦事業を止めて、今後事業を完全に止めてしまうのかあるいは事業内容を見直すのか等の検討を行うものをいう。

③「事業見直し」とは、ダム等の主要工種の廃止、規模縮小など計画の根本的な見直しを行うものをいう。

問い合わせ先

農村振興局整備部水利整備課

課長 田口 高士 (4870)
担当者 五十嵐 淑典 (4882)
TEL 3502-8111 (代表)
3501-3745 (直通)

○中止地区

事業名	都道府県名	地区名	事業主体
防災ダム事業	三重県	おろし 尾呂志	三重県
農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業	和歌山県	くじゅう 九重	橋本市 高野口町
	長崎県	みえせいふ 三重西部 2 期	長崎県
土地改良総合整備事業	高知県	はた 八田	高知県

○休止地区

事業名	都道府県名	地区名	事業主体
農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業	奈良県	おおうだかすが 大宇陀春日 3 期	奈良県
	熊本県	うとなんぶ 宇土南部	熊本県

○事業見直し地区

事業名	都道府県名	地区名	事業主体
林野活用畜産環境総合 整備モデル事業	青森県	しもきたほくぶ 下北北部	青森県
ほ場整備事業	埼玉県	たなだれやどおりかわ 種足野通川	埼玉県
草地畜産基盤整備事業	千葉県	いんぼちゅうおう 印旛中央	千葉県農業 開発公社
広域営農団地農道整備 事業	岐阜県	ぐじょうなんぶ 郡上南部	岐阜県
一般農道整備事業	徳島県	ひらこうちつねまさ 平川内常政	徳島県
農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業	徳島県	たちばな 橘	徳島県

(参 考)

○中止地区

事業名	地区名	見直し内容
防災ダム事業	尾呂志	受益面積が減少するとともに、ダム軸、ダム形式等のダム諸元の変更による事業費の増及び妥当投資額の見直し等により、投資に見合う効果が期待できなくなるため、ダム計画を中止する。
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	九重	詳細な地質解析調査を実施した結果、残事業区間を施工する場合は、山腹掘削面の強度が低く、大規模な法面保護工法が必要となり、事業費が大幅に増嵩することから、投資に見合う効果が期待できなくなるため、事業を中止する。
	三重西部2期	相続手続き未了により用地取得が困難な区間がほぼ全線にわたり存在していることから、事業の継続が困難と判断し、事業を中止する。
土地改良総合整備事業	八田	一部受益者から事業に対する同意が得られず、地区内に散在する未同意者所有の農地を除いての区画整理工の実施の目途が立たないことから、本事業は中止とする。

○休止地区

事業名	地区名	見直し内容
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	大宇陀春日3期	用地交渉が難航し事業に着手できていない状況にあるが、事業の見直しの検討、地元調整等に一定期間を要することを考慮して、最終的に、平成14年9月の県公共事業評価監視委員会に諮り判断するものとし、それまでの間、事業を休止する。
	宇土南部	始点部の補償問題及び終点部の地籍確定に時間を要し、現在未着工であるが、始点部は、今後、路線の見直しを含め再度検討を行い、終点部は、平成15年度には地籍が確定する見込みであることから、それまでの間、事業を一時休止する。

○事業見直し地区

事業名	地区名	見直し内容
林野活用畜産環境総合整備モデル事業	下北北部	畜産情勢の変化及び県の第三者委員会より草地造成等について環境に配慮した造成手法に見直しを行うよう指摘されたことを受け、放牧地内に林地を取り入れた高度放牧林地造成等に見直しを行う。
ほ場整備事業	種足野通川	非農用地区域に工業団地を造成することで事業を進めてきたが、平成13年10月、県企業局が工業団地の新規造成の凍結を表明したことから、工業団地予定地を農地に変更する方向で計画を見直し、計画が固まった時点で「県公共事業評価監視委員会」に諮ることとする。
草地畜産基盤整備事業	印旛中央	都市化の進行に伴う農地と宅地が隣接している地域における営農と住環境の整合の問題や後継者の問題等により、事業実施が困難となった箇所について事業見直し（規模縮小）を行った。
広域営農団地農道整備事業	郡上南部	事業採択後の路線測量や地質調査等に基づく詳細設計を実施した結果、構造物（トンネル、橋梁等）の追加が生じることから、計画路線のうち12.5kmの施工を取りやめ、今後改修予定の県道、町道等を利用する計画に見直しを行う。
一般農道整備事業	平川内常政	終点側の一部区間において、用地境界確定が困難であり、施工の目処が立たない区間があるため、事業効果の早期発現を図る観点から、既設道等を利用する路線計画に見直しを行う。
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	橘	近隣において、県道バイパスの構想が打ち出されたことを受け、事業の効率的実施の観点から、これらの利用を見込み、計画路線の一部を取り止める計画に見直しを行う。